

三月三十一日（火曜日）

出席議員

一	のぐち	けんたろう
二	吉村	美紀
三	松平	雄一郎
四	宮野	ゆみこ
五	ほかり	吉紀
六	依田	かずひろ
七	高山	のりゆき
八	石沢	恵美子
九	千田	のりゆき
十	豪一	のぼる
十一	浅川	ひろこ
十二	山田	伸一
十三	宮本	香澄
十四	田中	けいじ
十五	沢田	れい子
十六	小林	こうき
十七	宮崎	

十八番	たかはま	なおき
十九番	金子	てるよし
二十番	市村	やすとし
二十一番	田中	としかね
二十二番	名取	顕一
二十三番	白石	英行
二十四番	松丸	昌史
二十五番	岡崎	義顕
二十六番	上田	ゆきこ
二十七番	品田	ひでこ
二十八番	浅田	保雄
二十九番	海津	敦子
三十番	高山	泰三
三十一番	山本	一仁
三十二番	板倉	美千代
三十三番	関川	けさ子

欠席議員  
なし  
三十四番

出席説明員

区 長	成 澤	廣 修	地域包括ケア推進担当部長	矢 島	孝 幸
副 区 長	佐 藤	正 子	子ども家庭部長	多 田	栄 一郎
副 区 長	加 藤	裕 一	保健衛生部長	内 田	真 理子
教 育 長	丹 羽	恵 玲奈	兼文京保健所長	矢 内	秀 之
企 画 政 策 部 長	新 名	幸 男	都市計画部長	小 鶴	沼 秀
総 務 部 長	竹 田	弘 一	土木部長	松 小	野 光
防 災 危 機 管 理 室 長	榎 戸	研 一	施設管理部長	宇 松	永 直
区 民 部 長	高 橋	征 博	会計管理室長事務取扱	吉 宇	民 清
ア カ デ ミ ー 推 進 部 長	長 塚	史 博	教育推進部長	渡 吉	田 雄
福 祉 部 長	鈴 木	裕 佳	監査事務局長	畑 渡	中 邊
兼 福 祉 事 務 所 長	木 塚	裕 佳	総務課長	貴 史	貴 史

事務局職員

事 務 局 長	佐 久 間 康 一	議 事 調 査 担 当	阿 部 隆 也
議 事 調 査 主 査	杉 山 大 樹	議 事 調 査 担 当	眞 鍋 由 起 子
議 事 調 査 主 査	糸 日 谷 大 樹	議 事 調 査 担 当	尾 和 香
議 事 調 査 主 査	菅 波 節 子	議 事 調 査 担 当	平 眞 部

議事日程

日 程 第 一 議 案 第 百 二 号 文 京 区 特 別 区 税 条 例 等 の 一 部 を 改 正 す る 条 例  
 追 加 日 程 第 二 議 員 の 派 遣 に つ い て

午後一時五十八分開議

○議長（市村やすとし）

ただいまから、令和八年三月文京区議会臨

○議長（市村やすとし）

まず、本日の会議録署名人の指名を行います。

時議会を開きます。

す。

本件は、会議規則に基づき、議長において、  
六 番 依 田 翼 議員  
十九番 金 子 てるよし 議員  
を指名いたします。

○議長（市村やすとし） 次に、本臨時議会の議会期間は、本日より  
間といたします。

○議長（市村やすとし） この際、書記より、諸般の報告をいたしま  
す。

〔議事調査主査朗読〕

二〇二五文監第二一六号

令和八年三月二十七日

文京区監査委員 渡部 敏 明  
同 松 本 理 恵 子  
同 岡 崎 義 顯

文京区議会議長 市 村 やすとし 様

工事監査の結果に関する報告について（提出）

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第一項、  
第二項及び第五項の規定により監査を実施したので、同条第九項及び  
第十項の規定により、監査の結果に関する報告及び意見を決定し、別  
紙のとおり提出します。

〔別紙省略〕

二〇二五文監第二一七号

令和八年三月二十七日

文京区監査委員 渡部 敏 明  
同 松 本 理 恵 子  
同 岡 崎 義 顯  
文京区議会議長 市 村 やすとし 様

定期監査（事務監査）及び財政援助団体等監査の結果に関する報  
告について（提出）

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第一項、  
第二項及び第四項の規定により監査を実施したので、同条第九項及び  
第十項の規定により、監査の結果に関する報告及び意見を決定し、別  
紙のとおり提出します。

〔別紙省略〕

二〇二五文監第二一八号

令和八年三月二十七日

文京区監査委員 渡部 敏 明  
同 松 本 理 恵 子  
同 岡 崎 義 顯

文京区議会議長 市 村 やすとし 様

定期監査（学校監査）の結果に関する報告について（提出）

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第一項、  
第二項及び第四項の規定により監査を実施したので、同条第九項及び  
第十項の規定により、監査の結果に関する報告及び意見を決定し、別  
紙のとおり提出します。

〔別紙省略〕

二〇二五文監第二一三号

令和八年三月三十日

文京区監査委員 渡部 敏明

同 松本 理恵子

同 岡崎 義顯

文京区議会議長 市村 やすとし 様

令和七年度二月分例月出納検査結果の報告について（提出）

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十五条の二第一項の規定による例月出納検査結果の報告を、同条第三項の規定により、下記のとおり提出します。

記

一 検査の対象 会計管理者所管の一般会計及び特別会計に属する令和七年度二月分の現金の出納及び保管状況

二 検査年月日 令和八年三月二十六日、二十七日

三 検査の結果 (1) 現金出納状況及び現金保管状況については、別紙「現金出納保管表」のとおり相違ありません。

(2) 収支の計数については、別紙「歳入計算表」及び「歳出計算表」のとおり相違ありません。

〔別紙省略〕

○議長（市村やすとし） 次に、日程の追加について申し上げます。

資料、議事日程・追加議事日程のとおり、一件を本日の日程に追加いたします。

○議長（市村やすとし） これより、日程に入ります。

日程第一を議題といたします。

〔議事調査主査朗読〕

日程第一 議案第百二号 文京区特別区税条例等の一部を改正する条例

〔議案の部に掲載〕

○議長（市村やすとし） 本案に関し、提案理由の説明を求めます。

〔佐藤正子副区長「議長、副区長」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし） 佐藤正子副区長。

〔佐藤正子副区長登壇〕

○副区長（佐藤正子） ただいま上程されました議案第百二号につき

まして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案第百二号は、文京区特別区税条例等の一部を改正する条例でございます。

本案は、地方税法等の一部改正に伴い、軽自動車税の環境性能割を廃止するほか、規定を整備するため、提案するものでございます。

施行期日は、令和八年四月一日でございます。

以上御説明申し上げました議案につきまして、よろしく御審議の上、原案のとおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（市村やすとし） お諮りいたします。

議案第百二号は、総務区民委員会に付託したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市村やすとし） 御異議なしと認めます。議案第百二号は、

総務区民委員会に付託することに決しました。

この際、委員会審査のため、会議を暫時休憩いたします。

総務区民委員会委員の方々は、第一委員会室に御参集ください。

午後二時三分休憩

午後二時四十七分再開

○議長（市村やすとし） 休憩前に引き続きまして、会議を再開いたします。

この際、総務区民委員会から議案第百二号について、議案審査報告書が提出されましたので、本日の日程に追加いたします。

議案第百二号、文京区特別区税条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

本案に関し、総務区民委員会委員長の報告を求めます。

〔総務区民委員会委員長「議長、二十三番」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし） 総務区民委員会委員長白石英行議員。

〔総務区民委員会委員長白石英行議員登壇〕

○総務区民委員会委員長（白石英行） ただいま議題となりました議

案第百二号につきまして、総務区民委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本委員会は先刻開会し、議案の審査に当たりました。

まず、議案の概要を申し上げます。

議案第百二号は、文京区特別区税条例等の一部を改正する条例です。本案は、地方税法等の一部改正に伴い、軽自動車税の環境性能割を廃止するほか、規定を整備するものです。

以上のとおり提案され、審査いたしました結果、議案第百二号につきましては、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

しかしながら、この決定に際し、日本共産党委員より、反対する旨の意見が開陳されました。

以上をもちまして、総務区民委員会の報告を終わります。

○議長（市村やすとし） 以上をもって総務区民委員会委員長の報告は終わりました。

議案第百二号につきましては、起立により採決いたします。なお、この議案に対する総務区民委員会審査報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

議案第百二号について、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市村やすとし） 起立多数と認めます。よって、議案第百二号は、原案のとおり可決と決しました。

○議長（市村やすとし） 次に、追加日程第二を議題といたします。

〔議事調査主査朗読〕

追加日程第二 議員の派遣について

令和八年三月三十一日

議員の派遣について

地方自治法第百条第十三項及び文京区議会会議規則第百十六条の規定により、下記のとおり議員を派遣する。

記

一 令和八年度議員派遣について

(1) 派遣目的 友好交流都市との親善、情報交換その他相互理解を深めるための交流活動を通して、双方の友好関係の促進及び文京区政の更なる発展に資する知見を得ることを目的とする。

(2) 派遣場所 沖縄県うるま市

(3) 派遣期間 令和八年四月二十日（月）及び二十一日（火）（二日間）

(4) 派遣議員 一番 のぐちけんたろう議員（厚生委員会委員長）

長）

三番 松平雄一郎議員（建設委員会委員長）

六番 依田翼議員（区民が主役幹事長）

十三番 宮本伸一議員（災害対策調査特別委員会委員長）

十四番 田中香澄議員（公明党幹事長）

十九番 金子てるよし議員（日本共産党幹事長）

二十番 市村やすとし議員（議長）

二十一番 田中としかね議員（子ども・子育て支援

調査特別委員会委員長及び自由民主党幹事長）

二十二番 名取頭一議員（議会運営委員会委員長）

二十三番 白石英行議員（総務区民委員会委員長）

二十六番 上田ゆきこ議員（文教委員会委員長）

二十八番 浅田保雄議員（AGORA幹事長）

三十二番 板倉美千代議員（自治制度・地域振興調査特別委員会委員長）

○議長（市村やすとし）

お諮りいたします。

ただいまの書記報告のとおり議員を派遣することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市村やすとし）

御異議なしと認めます。よって、議員を派遣することに決しました。

遣することに決しました。

○議長（市村やすとし）

以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

しました。

したがいまして、本臨時議会の議事は全て終了いたしました。

区長から御挨拶がございます。

〔成澤廣修区長「議長、区長」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし）

成澤廣修区長。

〔成澤廣修区長登壇〕

○区長（成澤廣修）

令和八年三月臨時議会の日程終了に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

二月定例議会が終了して間もない中、また、年度末の御多忙中にもかかわらず、臨時議会を開催いただき、深く感謝申し上げます。

今回、御提案申上げました案件は、軽自動車税の環境性能割の廃止等を行う区税条例の改正案でしたが、原案のとおり御可決を賜り、厚く御礼を申し上げます。

来る令和八年度におきましても、全庁が一丸となり、刻々と変化する社会経済状況に対して、的確かつスピード感を持って対応し、区民の皆様のために邁進してまいりますので、議員の皆様方におかれましても、更なる御鞭撻（べんたつ）・御協力を頂きますようお願い申し上げます。

ありがとうございます。

○議長（市村やすとし）

これをもちまして、令和八年三月文京区議会臨時議会を終了いたします。

本日は、これにて散会いたします。

○議長（市村やすとし）

これをもちまして、令和八年三月文京区議会臨時議会を終了いたします。

本日は、これにて散会いたします。

○議長（市村やすとし）

これをもちまして、令和八年三月文京区議会臨時議会を終了いたします。

本日は、これにて散会いたします。

○議長（市村やすとし）

熱心な御審議、お疲れさまでございました。  
午後二時五十二分散会